

発達心理学研究編集委員会規程

2008年3月20日 制定

改正 2009年3月20日

2009年12月6日

2010年3月27日

(目的)

第1条 この規程は、「日本発達心理学会会則」第5条第4項に基づき、発達心理学研究編集委員会(以下「委員会」という)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、編集委員長(以下、「委員長」という)1名、編集副委員長(以下、「副委員長」という)1名、20名程度の編集委員(以下、「委員」という)により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、常任理事会が組織する発達心理学研究編集委員選出作業部会が会員から選出し、常任理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

5 常任理事会が必要とした場合には、委員会担当常任理事がオブザーバーとして委員会に出席する。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務を担当する。

3 委員長及び委員会担当常任理事は、委員会の運営に関し適宜常任理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、『発達心理学研究』の編集に関する次の事項を審議し、処理する。編集業務の詳細は、「発達心理学研究編集委員会編集規則」及び「発達心理学研究編集内規」に定める。

(1)『発達心理学研究』の編集に関すること

(2)その他、『発達心理学研究』の編集上必要な事業に関すること

(開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、理事会、総会で承認を得るものとする。